

奈良市公報

第 3 1 3 号 平成27年 1月前半分

平成27年 3月12日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務がバンス課長
印刷所 株式会社 明新社

目次

告 示

- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定…………… 1
- 指定管理者の指定（2件）…………… 1
- 予防接種の実施の一部改正（2件）…………… 2
- 住居番号の設定…………… 2
- 指定管理者の指定…………… 2
- 奈良市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する告示…………… 2
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定…………… 3
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止…………… 3
- 公有財産の売払い…………… 3
- 自転車等放置禁止区域の指定…………… 4
- 公募型プロポーザル方式による受託者の選定…………… 4
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 4
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 4
- 放置自転車等の保管（3件）…………… 5
- 住民票の職権消除…………… 5
- 公有財産の売払い…………… 6
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（6件）…………… 6
- 町の区域の変更案の公示（3件）…………… 7
- 予防接種の実施の一部改正…………… 7
- 総合評価落札方式一般競争入札の実施…………… 8
- 一般競争入札の実施…………… 8
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 8
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の辞退の届出……………

- …………… 8
- 一般競争入札の実施…………… 8
- 放置自転車等の保管…………… 9

公 営 企 業

- 昭和55年奈良市水道局告示第9号（奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び領収書）の一部改正…………… 9
- 奈良市下水道条例施行規程の一部を改正する規程…………… 10
- 奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程の一部を改正する規程…………… 10
- 一般競争入札の実施…………… 10

消 防

- 喫煙、たき火等を制限する文化財のある場所及びその周辺の区域の指定の一部改正…………… 11

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催…………… 11
- 奈良市教育振興戦略会議設置要綱を廃止する告示…………… 11

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集…………… 11

告 示

奈良市告示第1号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。

平成27年 1月 5日

奈良市長 仲 川 元 庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970106718	奈良市大安寺一丁目2番17号ロイヤルコートHAL102号	株式会社らくだ福祉会	奈良市大安寺一丁目2番17号ロイヤルコートHAL102号	株式会社らくだ福祉会	平成27年1月1日
2970106734	奈良市西大寺赤田町一丁目4番26号2F	ピーチ訪問介護ステーション	大阪府堺市堺区材木町西一丁目1番12号ヴィラ平成405号	株式会社優友	平成27年1月1日
2970106726	奈良市石木町845番地の1	KiyoリハビリPROS	奈良市六条緑町三丁目6番6-4号	株式会社サイエンススタッフ	平成27年1月1日

（平成27年 1月 5日 掲 示 済）

奈良市告示第2号

奈良町にぎわいの家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条

例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成27年 1月 5日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市中新屋町5番地

奈良町にぎわいの家

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市中新屋町2番地の1

奈良町にぎわいの家管理共同体

代表 二十軒 起夫

3 指定管理者の指定の期間

開館の日から平成32年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良町の地域活性化に関すること。
- (2) 奈良町の生活文化の保存及び継承に関すること。
- (3) 市民と観光客の交流の促進に関すること。
- (4) 教育機関との連携に関すること。
- (5) 奈良町の観光案内に関すること。
- (6) その他にぎわいの家の設置目的を達成するために必要な事業
- (7) 奈良町にぎわいの家の利用制限に関すること。
- (8) 奈良町にぎわいの家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (9) その他市長が定めること。

(平成27年1月5日揭示済)

奈良市告示第3号

奈良市営西部会館駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成27年1月5日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市学園南三丁目1番5号

奈良市営西部会館駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町8番1号

奈良市市街地開発株式会社

取締役社長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市営西部会館駐車場の供用に関すること。
- (2) 奈良市営西部会館駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成27年1月5日揭示済)

奈良市告示第4号

平成26年奈良市告示第672号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成27年1月5日

奈良市長 仲川 元庸

次のよう省略

(平成27年1月5日揭示済)

奈良市告示第5号

平成26年奈良市告示第671号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成27年1月5日

奈良市長 仲川 元庸

次のよう省略

(平成27年1月5日揭示済)

奈良市告示第6号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成27年1月6日

奈良市長 仲川 元庸

次のとおり省略

(平成27年1月6日揭示済)

奈良市告示第7号

奈良市営JR奈良駅第1駐車場及び奈良市営JR奈良駅第2駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成27年1月6日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市三条本町8番1号

奈良市営JR奈良駅第1駐車場

奈良市三条本町18番地の1

奈良市営JR奈良駅第2駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町8番1号

奈良市市街地開発株式会社

取締役社長 津山 恭之

3 指定管理者の指定の期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成27年1月6日揭示済)

奈良市告示第8号

奈良市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年1月7日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市地域おこし協力隊設置要綱の一部を改正する

告示

奈良市地域おこし協力隊設置要綱（平成24年奈良市告示第771号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「地域おこし」を削る。

第3条の見出し中「地域おこし協力」を削り、同条第1項中「奈良市非常勤嘱託職員に関する規則（平成2年奈良市規則第27号。以下「規則」という。）第2条に規定する非常勤嘱託職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員」に改める。

第4条を次のように改める。

（隊員の解任）

第4条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- (1) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、協力活動遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 隊員本人から退任の申出があったとき。
- (4) 隊員としてふさわしくない非行があったとき。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（報酬等）

第5条 奈良市報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和27年1月1日 平成27年1月1日

年奈良市条例第30号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により市長が定める隊員の報酬の額は、職務の対価として月額165,000円に、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の例により算定した通勤手当相当額を加えた額とする。

2 隊員の費用弁償は、条例第5条第2項に定めるところにより支給する。

（勤務時間、休暇等）

第6条 隊員の勤務時間、休暇等については、奈良市非常勤嘱託職員に関する規則（平成2年奈良市規則第27号）第13条から第14条の2まで、第15条及び第15条の2の規定を準用する。

附則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（平成27年1月7日揭示済）

奈良市告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成27年1月7日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910102348	株式会社優友	593-8326	大阪府堺市堺区材木町西一丁目1番12号 ヴィラ平成405号	ピーチ訪問介護ステーション	631-0818	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目4番26号 2F	居宅介護 重度訪問介護
2910102330	特定非営利活動法人かかしの会	630-8044	奈良県奈良市六条西三丁目3番21号	ショートステイかかし	630-8043	奈良県奈良市六条三丁目11-25-1	短期入所

（平成27年1月7日揭示済）

奈良市告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する1 廃止年月日 平成26年12月31日

指定障害福祉サービス事業者を廃止しましたので、同法第51条第2号の規定に基づき告示します。

平成27年1月7日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101266	社会福祉法人寧楽ゆいの会	631-0842	奈良県奈良市菅原町48	寧楽ゆいの会	630-8115	奈良県奈良市大宮町三丁目5-35 アクティブ宝泉ビル4階	就労継続支援（B型）

（平成27年1月7日揭示済）

奈良市告示第11号

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年1月7日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する公有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム（Yahoo!オークション 官公庁オークション）による。

（物品 1件）

物件番号	物件名 （財産名称）	予定価格 （円）	入札保証金 （円）
物-1	ならまち振興館敷地内にある庭園の灯籠、庭石、樹木等一式	80,000	8,000

（自動車 8件）

物件番号	物件名(財産名称)	初年度登録	排気量(L)	予定価格(円)	入札保証金(円)
車-1	消防ポンプ自動車	平成6年11月	4.56	150,000	15,000
車-2	軽トラック積載車(427)	平成4年	0.65	5,000	500
車-3	軽トラック積載車(431)	平成4年	0.65	5,000	500
車-4	軽トラック積載車(458)	平成5年	0.65	5,000	500
車-5	軽トラック積載車(459)	平成5年	0.65	5,000	500
車-6	塵芥車65-70	平成16年10月	4.33	150,000	15,000
車-7	塵芥車65-74	平成16年10月	4.33	150,000	15,000
車-8	塵芥車77-61	平成17年11月	4.57	150,000	15,000

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

以下省略

(平成27年1月7日揭示済)

奈良市告示第12号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第7条第1項の規定により次の場所を自転車等放置禁止区域に指定したので、同条第2項の規定により告示します。

平成27年1月8日

奈良市長 仲川元庸

近鉄大和西大寺駅周辺(別図のとおり)

別図省略

(平成27年1月8日揭示済)

奈良市告示第13号

公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり告示する。

平成27年1月8日

奈良市長 仲川元庸

1 業務の概要

(1) 業務の名称

奈良市生活困窮者等自立支援事業

(2) 業務の内容

(a) 自立相談支援事業

①相談受付業務

②相談支援業務

③自立支援計画の作成

④支援の実施

⑤連携・調整業務

(b) 就労支援事業

①関係機関のネットワークづくり、社会資源の開発

②就労促進のための就労準備支援

(c) 住居確保給付金申請受付事務

(3) 業務履行期間

平成27年4月1日～平成28年3月31日

(4) 委託金額の上限

59,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

以下省略

(平成27年1月8日揭示済)

奈良市告示第14号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年1月8日

奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	ケアサポート樹もれび	奈良県奈良市大安寺六丁目11番3号	合同会社悠の樹	平成26年12月15日
新	ケアサポート樹もれび	奈良県奈良市南京終町一丁目153番地の2	合同会社悠の樹	
旧	訪問介護事業所 アテンド	奈良県奈良市帝塚山六丁目1番9号	株式会社 共栄	平成26年10月20日
新	訪問介護事業所 アテンド	奈良県奈良市あやめ池南一丁目1番14号	株式会社 共栄	
旧	訪問介護事業所 アシスト	奈良県奈良市帝塚山六丁目1番9号	株式会社 共栄	平成26年10月20日
新	訪問介護事業所 アシスト	奈良県奈良市あやめ池南一丁目1番14号	株式会社 共栄	

(平成27年1月8日揭示済)

奈良市告示第15号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成27年1月8日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 訪問介護 居宅介護支援事業(介護計画作成)	平成27年1月1日
名称	主たる事務所の所在地		
株式会社らくだ福祉会	奈良県奈良市大安寺一丁目2番17号 ロイヤルコートHAL102号		

株式会社らくだ福祉会	奈良県奈良市大安寺一丁目2番17号 ロイヤルコートHAL102号	介護予防 訪問介護	
ピーチ訪問介護ステーション	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目4番26号2F	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成27年1月1日
株式会社優友	大阪府堺市堺区材木町西一丁目1番12号 ヴィラ平成405号		
KiyoリハビリPROS	奈良県奈良市石木町845番地の1	居宅 通所介護	平成27年1月1日
株式会社サイエンスタッフ	奈良県奈良市六条緑町三丁目6番6-4号	介護予防 通所介護	

(平成27年1月8日揭示済)

奈良市告示第16号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年1月8日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年1月8日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表

(平成27年1月8日揭示済)

奈良市告示第17号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良

市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年1月9日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年1月9日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年1月9日揭示済)

奈良市告示第18号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年1月13日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年1月13日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年1月13日揭示済)

奈良市告示第19号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で消除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対し

て審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。

この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

平成27年1月14日

奈良市長 仲川元庸

以下省略

(平成27年1月14日揭示済)

奈良市告示第20号

物件番号	名称	所在	地番	地目	地積 (㎡)	予定価格	入札保証金
土地-1	奈良市三条大路 (旧社会福祉協議会敷地)	三条大路一丁目	584-3	宅地	1100.08	5,830万円	583万円
土地-2	奈良市富雄川西	富雄川西二丁目	1127	宅地	180.88	1,540万円	154万円

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

以下省略

(平成27年1月14日揭示済)

奈良市告示第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により桃香野自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成27年1月14日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	奥西 喜代照 奈良市月ヶ瀬桃香野3581番地の7	西浦 博文 奈良市月ヶ瀬桃香野4897番地

2 変更の年月日

平成27年1月1日

(平成27年1月14日揭示済)

奈良市告示第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により尾山自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成27年1月14日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	中西 喜久 奈良市月ヶ瀬尾山2263番地	小西 伸秀 奈良市月ヶ瀬尾山164番地

2 変更の年月日

平成27年1月1日

(平成27年1月14日揭示済)

奈良市告示第23号

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年1月14日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する公有財産物件

以下の物件を個別に入札に付し、各々売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム(Yahoo!オークション官公庁オークション)による。

(土地2件)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により月瀬自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成27年1月14日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	今北 学 奈良市月ヶ瀬月瀬239番地	小林 史典 奈良市月ヶ瀬尾山23番地の4

2 変更の年月日

平成27年1月1日

(平成27年1月14日揭示済)

奈良市告示第24号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により嵩自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成27年1月14日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	田中 克尚 奈良市月ヶ瀬高272番地	藤森 秀一 奈良市月ヶ瀬高36番地の4

2 変更の年月日

平成27年1月1日

(平成27年1月14日揭示済)

奈良市告示第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により石打自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成27年 1月14日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	西脇 利明 奈良市月ヶ瀬石打425番地	田中 一雄 奈良市月ヶ瀬石打914番地の33

2 変更の年月日

平成27年 1月 1日

(平成27年 1月14日揭示済)

奈良市告示第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により長引自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成27年 1月14日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	西中 健 奈良市月ヶ瀬長引184番地の4	猪岡 雅哉 奈良市月ヶ瀬長引272番地

2 変更の年月日

平成27年 1月 1日

(平成27年 1月14日揭示済)

奈良市告示第27号

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第2条に規定する方法による住居表示の実施のため、本市内の区域のうち別図1に示す町の区域を別図2に示すとおり変更したいので、同法第5条の2第1項の規定により変更案を公示します。

なお、この案に係る町の区域内に住所を有する者で奈良市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、この案に異議があるときは、同法第5条の2第2項の規定により、公示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができます。

平成27年 1月14日

奈良市長 仲川 元庸

変更案

	変更前	変更後
区 域	別図1のとおり	別図2のとおり
名 称	青野町及び菅原町の各一部	青野町一丁目
	青野町の一部	青野町二丁目
	青野町、菅原町及び横領町の各一部	西大寺南町
	青野町の一部	西大寺芝町一丁目

別図1及び別図2省略

(平成27年 1月14日揭示済)

奈良市告示第28号

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第2条に規定する方法による住居表示の実施のため、本市内の区域のうち別図1に示す町の区域を別図2に示すとおり変更したいので、同法第5条の2第1項の規定により変更案を公示します。

なお、この案に係る町の区域内に住所を有する者で奈良市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、この案に異議があるときは、同法第5条の2第2項の規定により、公示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができます。

平成27年 1月14日

奈良市長 仲川 元庸

変更案

	変更前	変更後
区 域	別図1のとおり	別図2のとおり
名 称	菅原町の一部	疋田町一丁目

別図1及び別図2省略

(平成27年 1月14日揭示済)

奈良市告示第29号

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第2条に規定する方法による住居表示の実施のため、本市内の区域のうち別図1に示す町の区域を別図2に示すとおり変更したいので、同法第5条の2第1項の規定により変更案を公示します。

なお、この案に係る町の区域内に住所を有する者で奈良市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、この案に異議があるときは、同法第5条の2第2項の規定により、公示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができます。

平成27年 1月14日

奈良市長 仲川 元庸

変更案

	変更前	変更後
区 域	別図1のとおり	別図2のとおり
名 称	大森町の一部	大安寺七丁目

別図1及び別図2省略

(平成27年 1月14日揭示済)

奈良市告示第30号

平成26年奈良市告示第671号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成27年 1月15日

奈良市長 仲川 元庸

次のよう省略

(平成27年 1月15日揭示済)

奈良市告示第31号

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この工事は、低入札価格調査制度を採用します。詳細は、奈良市建設工事低入札価格調査制度試行要領によります。

平成27年1月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 油阪佐保山線街路改良工事（その2）
- (2) 工事場所 奈良市芝辻町地内
- (3) 工期 契約の日から平成27年3月31日まで
- (4) 工事概要 施工延長 L=231m
街路改良工事一式
街路改良付帯工事一式
- (5) 予定価格 70,179千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 調査基準モデル型算出価格 56,874千円（消費税及び地方消費税を除く。）

以下省略

（平成27年1月15日揭示済）

奈良市告示第32号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年1月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

道路災害復旧工事（月ヶ瀬尾山地内・尾山治田新線）ほか18件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

（平成27年1月15日揭示済）

奈良市告示第33号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成27年1月15日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
松尾 岩翁		はり・きゅう	平成26年7月1日
斎王鍼灸整骨院（松尾 岩翁）	奈良県奈良市西大寺南町2番28号 マンションオカザワ1-C		

（平成27年1月15日揭示済）

奈良市告示第34号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第51条第1項の規定により施術者から事

業を辞退した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成27年1月15日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		辞退した施術の種類	辞退年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
大山 利彦		柔道整復	平成27年1月1日
たかま鍼灸整骨院（大山 利彦）	奈良県奈良市高天市町1番地の1 井上ビル1F		

（平成27年1月15日揭示済）

奈良市告示第35号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良

市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成27年1月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

項目	概要
業務名	奈良市の教育事業に関するアンケート調査業務
業務内容	奈良市がこれまで行ってきた教育事業が、卒業後の生活や進路選択にどのような変化や影響をもたらしたかについて調査し、今後の本市教育施策の改善、実施に生かす。
委託期間	契約日から平成27年3月25日まで
調査区域	奈良市全域
契約形式	委託契約

以下省略

（平成27年1月15日揭示済）

奈良市告示第36号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年1月15日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年1月15日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年1月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第1号

奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の一部を改正する告示を次のとおり定める。

平成27年1月5日

奈良市公営企業管理者

池田修

奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の一部を改正する告示

奈良市企業局において発行する納付書、納入通知書及び領収書（昭和55年奈良市水道局告示第9号）の一部を次のように改正する。

本則に次の2項を加える。

- 12 下水道使用料納入通知書（別記第14号様式）
- 13 農業集落排水処理施設使用料納入通知書（別記第15号様式）

別記第13号様式の次に次の2様式を加える。

第14号様式

(表)

<p style="text-align: center;">年度 下水道使用料納入通知書 通知書番号 _____ 奈良市企業局</p> <p style="text-align: center;">○納入額の算定の基礎</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">納入義務者 郵便番号</td> <td rowspan="2" style="width: 10%;"></td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">汚水量 (m³)</td> <td colspan="2" style="width: 40%; text-align: center;">水 質</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; text-align: center;">世帯人員 (人)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">BOD (mg/ℓ)</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">SS (mg/ℓ)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">月分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">月分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">様方 様</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(BOD…5日間の生物化学的酸素要求量) (SS…浮遊物質質量)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">月 別</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">年 月分～ 年 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">納 入 額</td> <td style="text-align: center;">下水道使用料 (うち消費税) (円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">納 期 限</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table> <p>右のとおり納めてください。 年 月 日 奈良市公営企業管理者 印</p>	納入義務者 郵便番号		汚水量 (m ³)	水 質		世帯人員 (人)	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)		月分						月分					様方 様						月 別	年 月分～ 年 月分	納 入 額	下水道使用料 (うち消費税) (円)	納 期 限	年 月 日	<p style="text-align: center;">年度 下水道使用料領収証書 通知書番号 _____ 奈良市企業局</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">通知書 番 号</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">納 入 額 (消費税 を含む。)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">納期限</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">領収日付印</p> <p>上記のとおり領収しました。 奈良市公営企業管理者</p> <p style="text-align: center;">(この領収証書は5年間保存してください。)</p>	通知書 番 号		納 入 額 (消費税 を含む。)	円	納期限	年 月 日		
納入義務者 郵便番号					汚水量 (m ³)		水 質		世帯人員 (人)																																
	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)																																							
	月分																																								
	月分																																								
様方 様																																									
月 別	年 月分～ 年 月分																																								
納 入 額	下水道使用料 (うち消費税) (円)																																								
納 期 限	年 月 日																																								
通知書 番 号		納 入 額 (消費税 を含む。)	円																																						
納期限	年 月 日																																								
○ 年度 下水道使用料領収済通知書 通知書番号 _____ 奈良市企業局																																									
領収日付印																																									
上記のとおり収納しました。 (宛先) 奈良市公営企業管理者																																									
(奈良市企業局保管)																																									

(裏)

<p style="text-align: center;">○</p> <p style="text-align: center;">領 収 日 付 印</p> <p style="text-align: center;">奈良市企業局出納取扱 金 融 機 関 (総 括 店)</p>	<p>○次の場所で納めてください。 奈良市企業局出納取扱金融機関 奈良市企業局出納取扱金融機関 奈良市企業局</p> <p>○下水道の使用料とは ○下水道使用料の額</p>
---	--

第15号様式

<p style="text-align: center;">年度 農業集落排水処理施設使用料納入通知書</p> <p style="text-align: right;">奈良市企業局</p> <p>通知書番号 _____</p> <p>○納入額の算定の基礎</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:40%;">汚水量 (m³)</td> <td style="width:50%;">世帯人員 (人)</td> </tr> <tr> <td>月分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>月分</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>右のとおり納めてください。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">月別</td> <td style="width:40%;">年 月分～ 年 月分</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> <tr> <td>納入額</td> <td>農業集落排水処理施設使用料(うち消費税)</td> <td>円 (円)</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">年月日</p> <p style="text-align: right;">奈良市公営企業管理者</p>		汚水量 (m ³)	世帯人員 (人)	月分			月分			月分			月別	年 月分～ 年 月分		納入額	農業集落排水処理施設使用料(うち消費税)	円 (円)	納期限	年 月 日		<p style="text-align: center;">年度 農業集落排水処理施設使用料領収証書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">通知書番号</td> <td style="width:90%;"></td> </tr> <tr> <td>納入額 (消費税を含む。)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>上記のとおり領収しました。</p> <p style="text-align: right;">領収日付印</p> <p style="text-align: right;">奈良市公営企業管理者</p> <p style="text-align: right;">(この領収証書は5年間保存してください。)</p>	通知書番号		納入額 (消費税を含む。)		納期限	年 月 日	<p style="text-align: center;">年度 農業集落排水処理施設使用料領収通知書</p> <p style="text-align: right;">奈良市企業局</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">通知書番号</td> <td style="width:40%;">月別 年 月分～ 年 月分</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> <tr> <td>項 下水道事業収益</td> <td>納入額 (消費税を含む。)</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>目 下水道使用料</td> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>節 農業集落排水処理施設使用料</td> <td>測定番号</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">領収日付印</p> <p style="text-align: right;">受付金融機関</p> <p style="text-align: right;">(宛先) 奈良市公営企業管理者 (奈良市企業局保管)</p> <p style="text-align: right;">上記のとおり納収しました。</p>	通知書番号	月別 年 月分～ 年 月分		項 下水道事業収益	納入額 (消費税を含む。)	円	目 下水道使用料	納期限	年 月 日	節 農業集落排水処理施設使用料	測定番号	
	汚水量 (m ³)	世帯人員 (人)																																							
月分																																									
月分																																									
月分																																									
月別	年 月分～ 年 月分																																								
納入額	農業集落排水処理施設使用料(うち消費税)	円 (円)																																							
納期限	年 月 日																																								
通知書番号																																									
納入額 (消費税を含む。)																																									
納期限	年 月 日																																								
通知書番号	月別 年 月分～ 年 月分																																								
項 下水道事業収益	納入額 (消費税を含む。)	円																																							
目 下水道使用料	納期限	年 月 日																																							
節 農業集落排水処理施設使用料	測定番号																																								

<p style="text-align: center;">領収日付印</p> <p style="text-align: center;">奈良市企業局出納取扱金融機関 (総括店)</p>	<p>○次の場所で納めてください。 奈良市企業局出納取扱金融機関 奈良市企業局収納取扱金融機関 奈良市企業局</p> <p>○農業集落排水処理施設の使用料とは ○農業集落排水処理施設の使用料の額</p>
--	---

附 則

この告示は、平成27年1月5日から施行する。
(平成27年1月5日揭示済)

奈良市企業局管理規程第1号

奈良市下水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年1月5日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市下水道条例施行規程の一部を改正する規程 奈良市下水道条例施行規程(平成26年奈良市企業局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「下水道使用料納入通知書(別記第21号様式)」を「納入通知書」に改め、「の25日まで」を削り、同条第2項中「下水道使用料納入通知書」を「納入通知書」に改める。

別記第21号様式を次のように改める。

別記第21号様式 削除

附 則

この規程は、平成27年1月5日から施行する。
(平成27年1月5日揭示済)

奈良市企業局管理規程第2号

奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年1月5日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程の一部を

改正する規程

奈良市農業集落排水処理施設条例施行規程(平成26年奈良市企業局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第11条中「農業集落排水処理施設使用料納入通知書(別記第9号様式)」を「納入通知書」に改め、「の25日まで」を削る。

別記第9号様式を次のように改める。

別記第9号様式 削除

附 則

この規程は、平成27年1月5日から施行する。
(平成27年1月5日揭示済)

奈良市企業局告示第2号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成27年1月15日

奈良市公営企業管理者
池田 修

1 入札に付する事項

口径25耗～20耗鉛給水管布設替工事に伴う路面復旧工事、奈良市松陽台三丁目～松陽台四丁目地内ほか4件(工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

以下省略

(平成27年1月15日揭示済)

消 防

奈良市消防局告示第1号

平成4年奈良市消防本部告示第3号(喫煙、たき火等を制限する文化財のある場所及びその周辺の区域の指定)の一部を次のように改正し、平成27年1月15日から施行します。

平成27年1月9日

奈良市消防局長 酒井孝師

本則中「第9条の2第1項」を「第9条の3第1項」に改める。

本則の表中

「

	宝物殿内	(35)
--	------	------

」を

「

	宝物殿内	(35)
	貴賓館(旧社務所)付近	(35の2)
	貴賓館、一番庫、二番庫内	(35の3)

」に改め、

同表登大路町・春日野町奈良国立博物館の項中「本館周辺」を「なら仏像館(旧帝国奈良博物館本館)周辺」に、「本館陳列室及び収蔵庫」を「なら仏像館(旧帝国奈良博物館本館)及び青銅器館」に改める。

喫煙、たき火等を制限する区域の細部記載図面(35)の次に次のように加える。

次のよう省略

喫煙、たき火等を制限する区域の細部記載図面(38)及び(39)を次のように改める。

次のよう省略

(平成27年1月9日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第1号

平成27年1月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成27年1月9日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

1 日 時

平成27年1月15日(木)
午前10時00分から

2 場 所

はぐくみセンター内 奈良市教育センター9階 9-1会議室

3 会議に付すべき事件

(1) 議 事

議案第62号 奈良市立学校設置条例の一部改正について

議案第63号 奈良市立小・中学校通学区区域検討委員会委員の委嘱及び任命について

議案第64号 コミュニティ・スクールの指定及び学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

(2) その他

奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 12月~1月

傍聴受付は、開催日の午前9時00分から午前9時50分までです。定員は5名で定員になり次第締切させていただきます。

(平成27年1月9日揭示済)

奈良市教育委員会告示第2号

奈良市教育振興戦略会議設置要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成27年1月9日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

奈良市教育振興戦略会議設置要綱を廃止する告示

奈良市教育振興戦略会議設置要綱(平成26年奈良市教育委員会告示第13号)は、廃止する。

附 則

この告示は、平成27年1月9日から施行する。

(平成27年1月9日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第1号

奈良市農業委員会平成27年1月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成27年1月7日

奈良市農業委員会

農地部長 西井隆

1 日時 平成27年1月14日(水) 午後1時30分

2 場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第21会議室

3 審議案件

(1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について

(2) 事業計画変更申請について

(3) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

(4) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について

(5) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(12月専決処理分)

(6) 水田利用転換届出について(12月専決処理分)

(7) 知事許可について(12月許可分)

(8) 非農地証明について(12月分)

(平成27年1月7日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。